

令和3年度

# 市川市危険コンクリートブロック塀等除却事業 補助金のご案内

過去の地震では、ブロック塀等の倒壊による被害が多く出ています。道路に面したブロック塀等が転倒すると、歩行者に危害が及ぶだけではなく、瓦礫が道路をふさぐなど避難や復旧活動にも支障となります。

市川市では、このような危険ブロック塀等の撤去を進めるために費用の一部を補助します。



## 補助を受けられる方

- ・危険コンクリートブロック塀等の所有者または管理者。
- ・土地または建物の販売を目的として行うものでないこと。

## 補助の対象となるブロック塀等

- ・倒壊の恐れがあるブロック造、石造、れんが造その他の組積造による塀及び門柱等。  
フェンスや門扉、万年塀の撤去費は補助金の対象になりません。
- ・塀の高さが60cmを超えるもの。
- ・建築基準法第42条の道路、同法第43条第2項第1号・同項第2号の規定による道・空地で当該道・空地の管理について利害関係者の協定が成立しているもの、通学路等の避難路に面した部分であること。
- ・事前に職員による現地確認を行ったもの。工事契約後や既に除却しているものの申請はお受けできません。

## 申請受付期間

- ・令和3年4月12日(月)から令和3年12月28日(火)まで。  
(令和4年1月31日(月)までに工事を完了し、実績報告書を提出できるものに限ります。)

## 補助額

- ・補助額は、下表の①～③の金額のうち、最も低い額になります。千円未満の端数は切り捨てます。

撤去範囲	全部撤去		部分撤去
道路等	避難路※の沿道	避難路※の沿道以外	全ての道路等
補助額	① 補助対象となる撤去工事費の <b>2/3</b> ② 撤去する塀の長さ1mあたり <b>1万5千円</b> ③ 上限 <b>30万円</b>	① 補助対象となる撤去工事費の <b>2/3</b> ② 撤去する塀の長さ1mあたり <b>1万円</b> ③ 上限 <b>20万円</b>	① 補助対象となる撤去工事費の <b>2/3</b> ② 撤去する塀の長さ1mあたり <b>5千円</b> ③ 上限 <b>10万円</b>
右の表の ①～③の 金額のうち、 最も低い額			

※ 上の表でいう避難路は、次ページのブロック塀等倒壊対策を優先して整備すべき道路のことをいいます。

## 全部撤去と部分除却について

補助メニュー	全部撤去	部分撤去
撤去方法	基礎まで全部撤去する場合	ブロック塀等の高さを低くする場合 (ブロック塀等の部分の高さを60cm以下にする場合)
イメージ図		
備考	<ul style="list-style-type: none"> <li>基礎や土留めも、全て撤去して下さい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>残した基礎やブロック塀等が健全である事が条件になります。ひび割れや傾き、ぐらつき等がある場合は部分撤去の補助対象になりません。</li> <li>部分撤去した後にブロックの増積みし、高さが60cmを超えることがないように注意してください。</li> <li>道路幅が4m未満の場合は、部分撤去の対象とならない可能性があります。その場合は、基礎まで全部撤去し、セットバックすることが条件となります。詳細については、建築指導課までご相談下さい。</li> </ul>

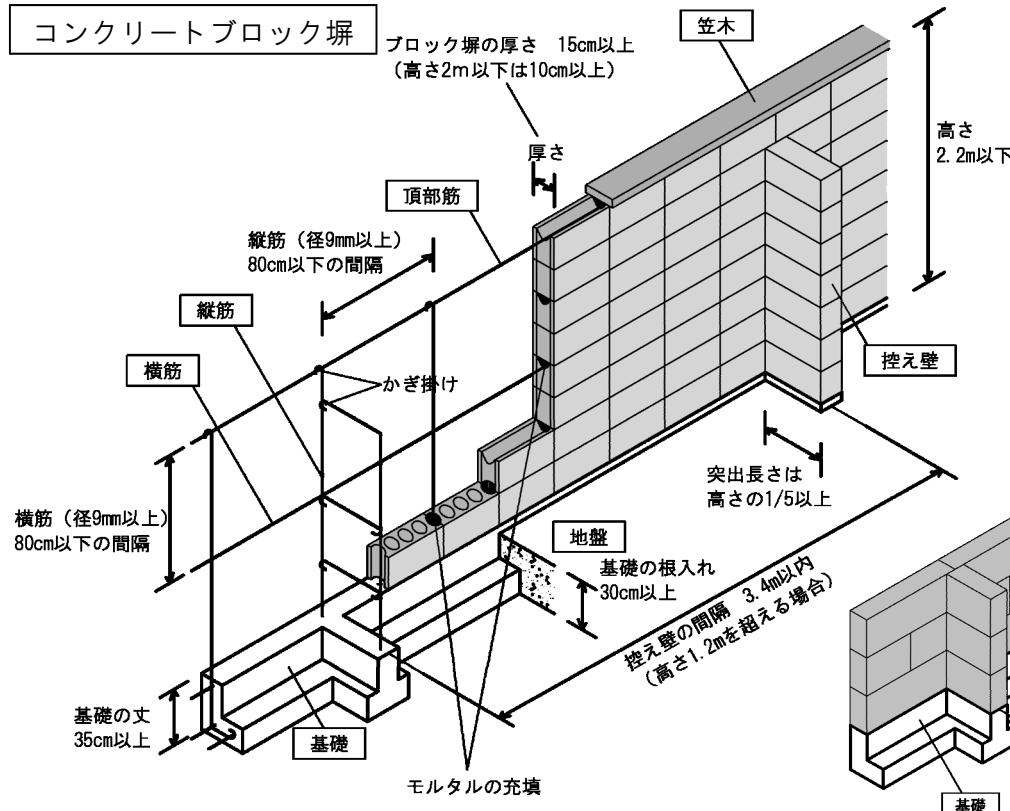
## 避難路について

ブロック塀等倒壊対策を優先して整備すべき**避難路**は、次の道路になります。

- ① 通学路 … 児童が小学校等に通うために通行する、小学校が定めた道路の区間です。
  - ② 緊急活動道路 … 災害時の円滑な道路交通を確保するため、市川市地域防災計画で定めた道路です。
  - ③ 緊急輸送道路 … 災害直後から、避難救助をはじめ、物資供給等の応急活動のために緊急車両の通行を確保すべき道路です。
  - ④ 重要物流道路 … 国が定めた平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するための道路です。
- ・通学路は、市川市ホームページの「市川市地図情報システム いち案内」から確認できます。
- ・現地確認の際、申請場所が上記の避難路に該当するかお調べいたします。

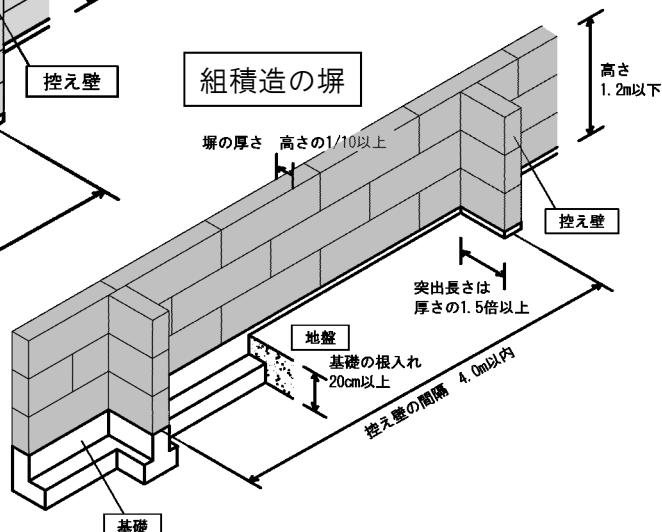
## ブロック塀等の点検のチェックポイント

### コンクリートブロック塀



ブロック塀や組石造の塀について、以下の項目を点検し、ひとつでも不適合があれば危険なので改善しましょう。

### 組積造の塀



### ブロック塀の場合

- 1. 塀は高すぎないか
  - ・塀の高さは地盤から2.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か
  - ・塀の厚さは10cm以上か。(塀の高さが2m超2.2m以下の場合は15cm以上)
- 3. 控え壁はあるか。(塀の高さが1.2m超の場合)
  - ・塀の長さ3.4m以下ごとに、塀の高さの1/5以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか
  - ・コンクリートの基礎があるか。
- 5. 塀は健全か
  - ・塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 塀に鉄筋は入っているか
  - ・塀の中に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm間隔以下で配筋されており  
縦筋は壁頂部および基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされているか。
  - ・基礎の根入れ深さは30cm以上か。(塀の高さが1.2m超の場合)

### 組積造の塀の場合

(れんが造、石造、鉄筋のないブロック造等)

- 1. 塀の高さは地盤から1.2m以下か。
- 2. 塀の厚さは十分か。
- 3. 塀の長さ4m以下ごとに、塀の厚さの1.5倍以上突出した控え壁があるか。
- 4. 基礎があるか。
- 5. 塀に傾き、ひび割れはないか。

<専門家に相談しましょう>

- 6. 基礎の根入れ深さは20cm以上か。

出典：パンフレット「地震からわが家を守ろう」  
日本建築災害協会 2013.1より一部改

## 注意事項

- 補助金の交付を受けるには、交付決定の通知を受けた後に、補助対象工事の契約をしていただく必要があります。工事契約後や工事着手後、既に除却している場合の申請はお受けできません。
- 補助事業は、令和4年1月31日までに完了し、実績の報告ができるものを対象とします。
- ブロック塀等撤去後に、建築基準法に適合しない建築物や工作物を設置しないで下さい。
- 工事を中止または変更した場合は、速やかに変更届を提出してください。
- 工事は専門の施工業者に依頼してください。市では施工業者の紹介は行っておりません。
- 道路幅が4m未満の場合は、道路の中心から2mまでは道路とみなす為、建築物や塀・門を設置する事はできません。
- 予算の都合上、年度途中でも申請の受付を終了する場合があります。
- 本パンフレットに記載されている内容は、令和3年度の制度です。令和4年度以降は、補助メニューと補助額等が変更になる場合があります。

## 申請手続きの流れ



### 申請書・報告書に必要な書類

※1 交付申請書に必要な書類	※2 実績報告書に必要な書類
<input type="checkbox"/> 補助金交付申請書(様式第1号) <input type="checkbox"/> ブロック塀等の撤去の見積書 <input type="checkbox"/> 撤去する塀の平面図、立面図 (塀の配置、高さ、長さ、道路との関係が分かる図) <input type="checkbox"/> 撤去後の計画図 <input type="checkbox"/> その他市長が必要と認める書類	<input type="checkbox"/> 実績報告書(様式第5号) <input type="checkbox"/> 工事写真 ブロック塀等の解体前、解体状況、解体後(全景) <input type="checkbox"/> 廃棄物処分報告書(マニュフェストE票の写し) <input type="checkbox"/> 契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書の写し (代理受領制度利用の場合は補助額を差し引いた額) <input type="checkbox"/> 工事費全額の請求書(代理受領制度利用の場合)

### 問合せ・申請窓口



市川市 街づくり部 建築指導課  
047-712-6337

市川市役所 第2庁舎 2階  
(市川市市川南2-20-2)

詳しくは  
市川市公式ホームページ

市川市 ブロック塀 補助金

